

静岡市校内サポートルームの 設置・運営に関するガイドライン

令和 8 年 3 月
静岡市教育委員会

目 次

I	校内サポートルームの設置について	……	3
	1 サポートルーム設置の経緯		
	2 校内サポートルームを設置するねらい		
II	不登校児童生徒を支援する上で重要な考え方	……	5
III	校内サポートルームの運営	……	6
	1 校内サポートルームでの支援の対象となる児童生徒		
	2 校内サポートルームの環境整備		
	(1) 設置場所		
	(2) 校内サポートルームの名称		
	(3) 教室内の備品及びその配置		
	3 校内サポートルームの職員配置及びその役割		
	(1) 校内サポートルームのコーディネーター的役割を担う教諭		
	(2) 校内サポートルームを利用する児童生徒の学級担任		
	(3) 校内サポートルームに支援に入る教員		
	(4) 教育相談員		
	4 校内サポートルームでの活動		
	(1) 児童生徒が活動する上で教職員が行うこと		
	(2) 児童生徒の生活に関する活動例		
	(3) 校内サポートルームでの活動の評価		
	(4) 静岡県教育委員会との連携		
IV	サポートルーム運営 実践例	……	13
V	関係法令・通知 等	……	21

このガイドラインで使用される用語

校内サポートルーム

校内サポートルームとは、不登校や登校に不安を抱える児童生徒が、教室以外で安心して過ごし、学びと生活のリズムを整えるための校内の居場所です。教室復帰のみを目的とするのではなく、その子の状態に応じた支援を行うことが求められます。

主な機能として、以下の4つの機能が考えられます。

- ① 安心して過ごせる居場所の提供
- ② 個別の学習支援
- ③ 社会的自立に向けた活動の支援
- ④ 学級・学年、外部機関との連携

校内サポートルームは独立した教室であることが望ましいですが、児童数が50人未満の小学校等、学校の規模や実情に合わせて、既存の教室（保健室、図書室等）にその機能を備えて運営することも考えられます。

COCOLOプラン

「COCOLOプラン」は文部科学省が令和5年3月に示した、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」であり、不登校の児童生徒が安心して学び続けられるよう、学校を中心に多様な学びと居場所を整える取組です。既存の教室への登校を前提とせず、校内教育支援センターやオンライン学習、外部機関との連携など、子どもの状況に応じた柔軟な支援を重視しています。教員には、スクールカウンセラー等も含めた教職員全体でチームとして関わり、児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることが求められています。

部分登校

在籍する学校に登校しているものの、以下のいずれかの理由により、在籍学級での通常活動に継続的・全日的に参加できていない状態を指します。

1. 時間的な制限：遅刻、早退が常態化している。
2. 場所的な制限：教室以外の場所（別室、保健室、図書室など）を主な活動場所としている。
3. 身体的な制限：登校できても体調不良等により活動に大きな制限がある。

社会的な自立

令和元年10月に文部科学省より発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」では、不登校支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」と記載されています。

社会的な自立とは、社会の一員として、自分らしく生活を送ることができるようになることです。具体的には、

- 自分をよく知り、自分の良い面も苦手な点も受け入れること
- 他者と良好な人間関係を築き、協力して物事を進められること
- 規則正しい生活を送り、健康を維持できること

I 校内サポートルームの設置について

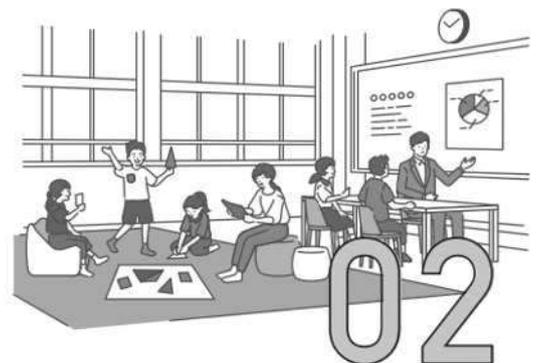
1 校内サポートルーム設置の経緯

静岡県における不登校の子どもの数は、令和6年度に実施した調査において、小学校で828人、中学校で1,238人となっています。また、過去5年間に於いて、小学校では約2.3倍、中学校では約1.6倍に増加しており、全国の傾向と同様にあります。

令和5年3月、文部科学省『誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）』において、「自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境」として、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進が示されました。

静岡県においては、以前より「校内サポートルーム」として、静岡市立小・中学校への設置を進めており、令和7年度までに、中学校35校、小学校22校に市として校内サポートルームを設置するとともに、そのサポートルームの運営を支援する教育相談員を配置してきました。

今後は、全ての小・中学校に校内サポートルームを設置し、支援を充実させ、多様な児童生徒を学校で受け入れられる仕組みの構築を促進します。



校内教育支援センター （スペシャルサポートルーム等） の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228
設置している学校がある市町村： 1015

1

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、
学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

自分のクラスに入りづらい
児童生徒が、落ち着いた空間
の中で自分に合ったペース
で学習・生活できる環境
を学校内に設置します。

自分のクラスとつな
ぎ、オンライン指導や
テスト等も受けられ、
その結果が成績に反
映されるようにします。

画像：文部科学省『誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）』

2 校内サポートルームを設置するねらい

学校内の居場所を増やし、学校の包摂性を高める

⇒ 児童生徒一人ひとりに居場所のある学校

学校は、子どもたちの成長にとって大切な場であるため、全ての児童生徒にとって、ありのままの自分でいることができ、自分のペースで安心してチャレンジできる場所である必要があります。しかし、現在の学校では、多様な個性や特性を有する子どもが在籍している実態が顕在化しており、特に、不登校や部分登校の児童生徒の数は、過去最多を更新し続け、可及的速やかな対応が求められています。

不登校は、多くの場合、普通に登校している状態から、様々な要因の影響を受け、だんだん学校に行きづらくなります。そのため、学校には子どもたちを不登校になる前に受け止められる機能が必要となります。また、不登校状態からの復帰や部分登校の子どもなども含めて、学校へ行きづらい子どもたちの登校に対する抵抗感を下げる必要があります。

校内サポートルームでは、子どもたちのありのままを受け止め、子どもたち一人ひとりに合わせて環境を整えることで多様性を包摂し、どのような児童生徒にとっても居場所がある学校となるための手立てとして活用されることが求められます。

校内サポートルーム利用例1【学校に行きづらさを抱える児童】

利用前：集団生活に不安を抱え、体調不良を訴え欠席することが多くなった。

利用方法：校内サポートルームに登校し、個別の空間で学習することとした。

校内サポートルームからリモートで授業に参加した。

利用後：「不安になったら校内サポートルームが利用できる」ということに安心感を得て、教室での活動に参加することが増えた。

校内サポートルーム利用例2【不登校状態からの復帰】

利用前：ほとんど登校することはなく、家庭訪問にて担任から支援されていた。

利用方法：週に1日、短時間のみ校内サポートルームに登校することとした。

校内サポートルームでは、限られた大人とのみ会話をしていた。

教育相談員が用意した材料等を使用し、好きな工作を行った。

利用後：少しずつ校内サポートルームに滞在する時間が長くなり、限られた大人だけでなく、校内サポートルームに通う子どもたちと会話し、一緒に活動する姿が見られるようになった。

Ⅱ 不登校児童生徒を支援する上で重要な考え方

1 不登校や部分登校※は誰にでも起こり得ることである

※ 2ページ参照

- (1) 不登校や部分登校はそれ自体が問題ではなく、不登校や部分登校によって、学びや社会等とのつながりが継続できなくなることが問題です。
- (2) 不登校や部分登校は特定の児童に特有の問題があることによって起こるのではなく、子どもと子どもを取り巻く環境のギャップに起因して起こります。
- (3) 子どもの中に原因を探し、その子に変容を求める指導をするのではなく、子どもが成長できる環境の調整をすることが必要です。

2 子どもが学校に合わせるのではなく、学校が子どもに合わせる

- (1) 子どもと子どもを取り巻く環境とのギャップを探り、子どもたち一人ひとりに合わせて環境を整える等の支援が必要です。
- (2) 教職員の在り方（声のかけ方、指導法、考え方 等）そのものも、子どもにとっては環境であるという意識をもつことが重要です。
- (3) ルール遵守や公平性確保をことさらに強調したり、規則を守らせることを目的とした指導をしたりせず、子ども一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。

3 支援の目標は、児童生徒に「社会的な自立」に向けた力が養われること

- (1) 校内サポートルームでの活動内容を、学習のみにとらえず、一人ひとりの状況に合わせた様々な活動を、子どもの社会的自立に向けた支援につなげることが重要です。そのため、子ども一人ひとりの状況や状態に柔軟に対応することが必要です。



画像：文部科学省『誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）』

Ⅲ 校内サポートルームの運営

1 校内サポートルームでの支援の対象となる児童生徒

- (1) 所属学級への登校は困難だが、校内サポートルームであれば登校可能な児童生徒
- (2) 何らかの理由で、一時的に校内サポートルームの利用が必要とされる児童生徒
- (3) その他、学校長が校内サポートルームでの支援が必要と判断する児童生徒

2 校内サポートルームの環境整備

(1) 設置場所

校内サポートルームは、校舎の状況等に応じて設置しますが、校内サポートルームを利用する児童生徒の実態に即して、以下のような場所が望ましいと考えられます。

- ① 他の児童生徒と顔を合わせずに移動できる場所
- ② 日当たり等、衛生的な生活環境が整っている場所

(2) 校内サポートルームの名称

校内サポートルームが児童生徒から認識され、誰にとっても利用しやすい校内サポートルームとなるよう、各学校の実態に応じた教室名を校内サポートルームの名称にすることも効果的です。

【名称（例）】

- ・ほっとルーム ・黒潮ルーム ・くすのきルーム
- ・ステップルーム ・ひだまり教室 ・あすなる教室

(3) 教室内の備品及びその配置

校内サポートルームを利用する児童生徒の実態と社会的な自立に向けた力の育成を考慮し、効果的な支援が行えるよう、施設の実情に合わせて、備品及びその配置を工夫する必要があります。

① 校内サポートルームで使用されている備品例

- ・ホワイトボード ・パーテーション ・カーテン ・作業机
- ・ローテーブル ・ソファ ・カーペット ・ぬいぐるみ
- ・クッション ・観葉植物



② 校内サポートルームの教室内の備品配置例

【個別の空間】

校内サポートルームを利用する児童生徒には、一人で学習を進めたい児童生徒や1人の時間を必要とする児童生徒が多いことが想定されます。

パーティションやホワイトボード、カーテン等を利用し、他の児童生徒の視線を気にせず活動できる空間が確保できることが望ましいです。



【協働の空間】

校内サポートルーム内に、自然と人と関われるスペースがあることが望ましいと考えられます。カーペットやローテーブルなどがあると、リラックスした環境となります。

校内サポートルームでは、学習のみならず、社会的な自立に向けた力を養うことを目標としているため、リラックスした環境の中で、人と関わる活動ができることが望ましいです。



画像：静岡市教育委員会『令和6年度静岡市教育委員会の取組』

3 校内サポートルームの職員配置及びその役割

(1) 校内サポートルームのコーディネーター的役割を担う教諭*

※ 教頭、主幹、教務主任、生徒指導担当、特別支援コーディネーターなどがこの役割を担うことが多い
場合によって、校務分掌等の工夫により、サポートルーム担当教諭を配置することも考えられる

校内サポートルーム運営全般の調整役を担います。

- ① 校内サポートルームを利用する児童生徒の把握及び情報共有
- ② 教職員及び教育相談員との日程調整、活動内容の確認
- ③ 校内サポートルームでの活動の企画や運営に関すること
- ④ その他校内サポートルームに関すること

(2) 校内サポートルームを利用する児童生徒の学級担任

学級担任は、学級で生活することが少ない児童生徒であっても、継続的に情報共有を行うとともに、本人及び保護者とのつながりを絶やさず、支援の中心を担います。

- ① 児童生徒の状態の把握
- ② 支援計画の作成
- ③ コーディネーター的役割を担う教諭及び教育相談員と定期的・継続的な情報共有
- ④ 定期的な家庭連絡による保護者との連携

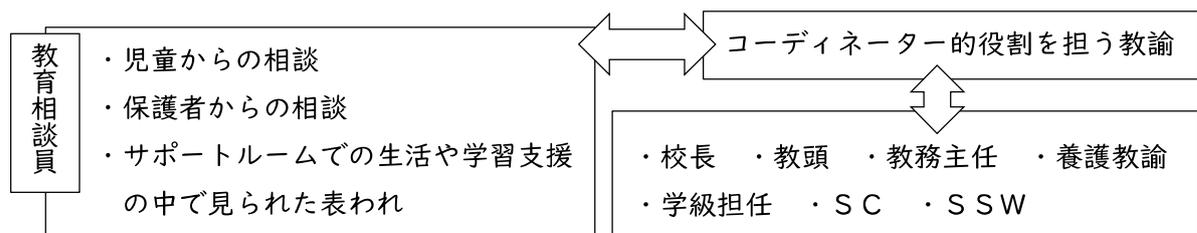
(3) 校内サポートルームに支援に入る教員

校内サポートルームでの活動は、コーディネーター的役割を担う教諭及び校内サポートルームを利用する児童生徒の学級担任のみで運営するものではなく、学校体制で運営します。その際、コーディネーター的役割を担う教諭が中心となって、児童生徒の情報の共有や教職員の時間の調整等を行います。

(4) 教育相談員

教育相談員は、児童生徒の相談相手、見守り、安全確保等、校内サポートルーム運営の支援を行います。校内サポートルームは、学校体制で運営する教室であるため、教育相談員は、児童生徒への支援内容や表われについて、教職員と情報共有を行います。

【教育相談員と教職員の協力体制（例）】



教育相談員は、ボランティアであり、校内サポートルームでの活動を支援する役割であるため、学校は、教職員の指示のもと、教育相談員に校内サポートルームでの支援を任せる必要があります。また、学校は、児童生徒が教育相談員と関わりやすくなるよう、全校集会等で、教育相談員を全校児童生徒に紹介してください。

(5) 教職員及び教育相談員の配置例（コマの割り当て）

教職員と教育相談員が連携し、学校の実情に合わせながら、児童生徒が校内サポートルームを利用したい時に利用できる環境を整え、学習や様々な活動を見守り、支援します。

例1：複数の教員を校内サポートルームにコマで割り振る場合

主幹教諭と生徒指導担当の2名がコーディネーター的役割を担い、教頭、養護教諭、教諭4名、教育相談員と連携して運営する

	月	火	水	木	金
朝	主幹教諭	生徒指導	主幹教諭	生徒指導	主幹教諭
1	教育相談員	教諭2	教育相談員	教諭2	教育相談員
2		教諭3		生徒指導	
3		生徒指導		教諭1	
4		教諭4		教諭4	
昼	教育相談員	養護教諭	教育相談員	教頭	教育相談員
5	教諭1	教諭1	教諭3	教諭3	主幹教諭
6	主幹教諭	生徒指導		生徒指導	

例2：校内サポートルームの担当教諭を分掌として割り当てる場合

校務分掌等の工夫から、校内サポートルーム担当教諭を1名配置し、担当教諭が主に校内サポートルームの支援にあたり、教育相談員と連携して運営する

	月	火	水	木	金
朝	担当教諭	担当教諭	担当教諭	担当教諭	担当教諭
1	教育相談員	担当教諭	教育相談員	担当教諭	教育相談員
2					
3		教諭※			
4					
昼	教育相談員	担当教諭	教育相談員	担当教諭	教育相談員
5	担当教諭	担当教諭	担当教諭	担当教諭	担当教諭
6					

※ 担当教諭が授業等で校内サポートルームを離れなければならない時のみ、他の教職員が校内サポートルームの支援に入る。

4 校内サポートルームでの活動

(1) 児童生徒が活動する上で教職員及び教育相談員が行うこと

校内サポートルームでの活動は、授業や個別学習の時間、協働活動の時間、リラックスできる時間など、一定のカリキュラムを組んで行われることが望ましいですが、そのカリキュラムに沿って活動することにこだわらず、児童生徒の意思や興味関心、心身の状態等を考慮し、児童生徒本人が活動を選択できるようにする必要があります。

また、児童生徒の校内サポートルームでの過ごし方も、児童生徒一人ひとりの心身の状態によって異なるため、ルール遵守や公平性確保をことさらに強調したり、規則を守らせることを目的とした指導をしたりすることなく、子どものありのままを受け止められる場所である必要があります。

その上で、児童生徒が校内サポートルームで活動する際に、教職員及び教育相談員は以下のことを行います。

- a. 出欠席及び利用時間・回数の確認
- b. 健康観察
- c. 各個人の校内サポートルームでの過ごし方の確認
- d. 児童生徒の心身の状態の把握
- e. 学習支援
- f. 各種活動の運営
- g. 児童生徒の見守り
- h. 児童生徒及びその保護者からの相談の対応
- i. 給食に関する支援
- j. 校内サポートルームの清掃や整理整頓
- k. その他学校長が必要と認めること

e. 学習支援について

免許外の教員や、教員免許を持たない教育相談員であっても、学習における質問に答えたり個別に支援したりする等、児童生徒の学習の補助は可能です。そのため、児童生徒の状態に応じて積極的に支援してください。

(2) 児童生徒の生活に関する活動例

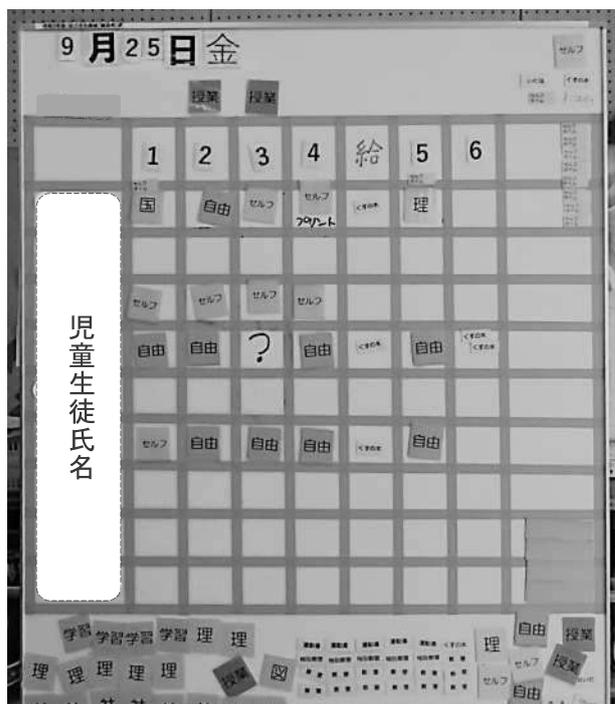
【出欠席及び活動時間の確認】

児童生徒の中には、校内サポートルームに直接登校する児童生徒だけでなく、所属する学級に登校した後、一時的に校内サポートルームを利用する児童生徒もいます。そのため、児童生徒が校内サポートルームに来た際に、自分の名前が書かれたマグネットをホワイトボードに貼り、入室時間を記載するようにします。児童生徒本人が行うことが難しい場合は、その時間に校内サポートルームを担当している教職員及び教育相談員が記載します。校内サポートルーム日誌を用意しておき、ホワイトボードを元に各児童生徒の利用状況を記入し、校内サポートルームでの児童生徒の様子を職員間で情報共有する際に利用します。

【予定の確認】

児童生徒が校内サポートルームに来室したら、担任やコーディネーター的役割を担う教諭、その時間に校内サポートルームを監督している教員、教育相談員等で予定を確認し、予定確認用のホワイトボードに予定を書きます。自習やオンラインで授業への参加、校内サポートルームでの活動や在籍学級での活動への参加等、本人の意思を尊重し、教職員及び教育相談員と相談しながら決めます。ただし、予定通りに生活することをことさらに強調せず、柔軟な対応を心掛けます。

また、一時的な利用をする児童生徒に対しては、予定を立てて生活することにこだわらず、リラックスして過ごすことで、無理なく学校生活を送れるようにします。



【活動の設定】

校内サポートルームでは、「学習の時間」「協働の時間」「個別の時間」「リラックスタイム」などを設け、週の日課として設定することで、児童生徒にとって、校内サポートルーム内での活動が明確になります。一方で、日課をこなすことを目的とせず、児童生徒の状態に応じて、児童生徒が過ごし方を選択できるようにする柔軟性が必要です。

また、各学校の実情を鑑みながら、特別活動として校内サポートルーム独自の行事を設定したり、体験活動を取り入れたりすることも効果的です。

(行事例)

- ・通信制課程の高校を招いた進路講話
- ・講師を招いたプログラミング講座

(体験活動の例)

- ・花壇を利用した栽培活動
- ・調理実習と試食会

【学習活動】

校内サポートルームでの学習活動は、主に個別学習、リモートで各学級の授業に参加、教員による授業等が考えられます。また、校内サポートルームから、静岡県教育委員会が運営する「しずおかバーチャルスクール」へ参加することも効果的です。個別学習では、教職員と共に課題を設定したり、担任や教科担任が課題を用意したりするなどして、効果的に学習を進められるようにする必要があります。その際、課題等が過度になってしまったり、校内サポートルームに来てやることのないという状態になったりすることがないように、児童生徒の状態を適切にアセスメントする必要があります。

【学習以外の活動】

校内サポートルームでの活動は、学習のみではなく、社会的な自立に向けて、一人ひとりの状況に合わせた活動を行うことが重要です。協働で何かを作り上げる活動や、ソーシャルスキルの向上を目的としたゲームを行う時間等を設定することも必要です。

一方で、児童生徒の状態によっては、リラックスして過ごすことが必要な場合もあるため、活動することを目的とせず、児童生徒が自分のペースで安心して過ごせるよう、児童生徒が活動を選択できるようにすることが重要です。

(3) 校内サポートルームでの活動の評価

校内サポートルームでの児童生徒の活動は、適切に職員間で共有し、できる限り適切に評価する必要があります。特に、学習の成績評価に関しては、校内サポートルームを利用する児童生徒、保護者、担任教諭、各教科の担当教諭とで十分な連携協力体制を保ち、校内サポートルームを利用しているというだけで不利益が生じることはないよう、十分に配慮することが求められます。そのため、学習の成績評価について、児童生徒の校内サポートルームの利用状況を考慮しつつ、以下のようなことが必要と考えられます。

- ① 児童生徒及びその保護者への、各教科、各單元におけるシラバス^{※1}の明示
(※1 単元の目標、時数等の計画、評価方法、使用する教材 等)
- ② 使用するプリント類とその使用方法の確認
- ③ 学習内容に準ずる教材^{※2}を使用する場合、成績評価への反映方法の確認
(※2 デジタルドリル、児童生徒が持参した問題集 等)
- ④ 関係職員での校内サポートルームでの取組状況の共有
- ⑤ 定期テストや単元テスト等を行う時間や環境の確保

学習評価をするにあたっては、一部教科において在籍する学年よりも下学年の学習を行っているなど、学習評価の要件を満たしていない教科がある場合や、学習評価の要件を満たしていても十分な評価材料が提出されていない場合などがあることも考えられます。しかし、このような場合であっても、教職員は、積極的に児童生徒の取組を確認しようとすることが求められます。

また、児童生徒の取組を学習評価に取り入れることが困難な場合においても、学習状況を文章記述するなど、次年度以降の当該児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った、適切な評価に努めることが求められます。

(4) 静岡市教育委員会との連携

① 教育支援センターとの連携

教育支援センターが、各学校のサポートルームの参考となるような環境づくり・指導の実践を行い、その情報提供を行います。場合によって、教育支援センターの相談員が各学校を訪問し、各学校の校内サポートルームの運営を支援します。

② 情報の集約と共有

教育委員会で、各校の校内サポートルームでの実践事例の情報収集に努め、その共有により、校内サポートルームの実践を支援します。

Ⅳ サポートルーム運営 実践例①

令和6年度 教育課題研究 静岡市立大里中学校

【不登校支援における現状の課題】

- ・ 全校生徒の約7%の生徒が不登校傾向であり、様々な理由によって、教室に「安心」や「居場所」を感じることができず、本来発揮できる力を出せない状態にある。
- ・ サポートルームに通う生徒は、教室での雰囲気息苦しさをを感じる、勉強が苦手、音や臭いなどに敏感など、様々な実態を抱えている。反面、自分の考えをしっかりともち、自己のペースで好きなことを進める力をもっている。

<テーマ>

心理的安定感を育み、好奇心を沸き立たせるサポートルームをつくる

【取組内容】

1 多様なニーズに対応する柔軟なシステム

生徒一人ひとりに合った過ごし方ができるよう、教職員が柔軟に対応し、個に応じた様々な配慮を行う。

☆ここがポイント！ 「生徒が選択・決定する」☆



<柔軟な生活のルール>

①使用する昇降口

通常の昇降口下駄箱以外に、サポートルームに近い下駄箱を利用してもよい。

②登下校の時刻

保護者の同意のもと、登下校時刻をサポートルーム独自の時間として設定する。

<柔軟な学習支援>

①学習評価

サポートルームで受けたテスト、レポート等の取組は、評資料として、考慮する。

②学習活動

サポートルームの時間割を設定し、基本的に担当する教職員が授業を行う。参加の有無は、生徒が決め、自習や個別の活動をすることも可能とする。

2 自己有用感を醸成するための特別授業

サポートルームに通う生徒たちの「知りたい!」、「やりたい!」という好奇心の芽生えにつながる特別授業を、外部講師を招いて行う。

授業① 楽しみながら見方を広げる



内容

- 1) カカオとは? チョコレートクイズ
歴史的背景を知るとともに体感
- 2) 児童労働の現実に迫る
本や動画から児童労働の現実を知る

授業② 五感にふれる体験を通してテーマ学習の興味をもつ



内容

- 1) コーヒーとは? コーヒークイズ
世界を変えた7つの飲み物からコーヒーに迫る
- 2) コーヒーを淹れよう
コーヒー豆の焙煎（フライパン・焙煎機）などの体験

☆プラス1! ☆ 「振り返りシート」を使ってコミュニケーションをとる!



- ①振り返りシートを、サポートルームに通う生徒が記入し、それを専用のファイルに挟んで提出する。
- ②サポートルームの担当が担任の机の上に置く。
- ③担任は、コメントを記入する。

担任や学級とつながる機会をたくさんつくる

【成果】

- サポートルームが設置されていることにより、学校生活を送ることができる生徒がいる。
- サポートルームに通う生徒が、学校生活に安心感を抱いたり、楽しさを感じたりするなど、前向きに生活を送ることができている。
- 特別授業の実施により、探究心をもって自分から学習に取り組む姿や、グループへの抵抗感が減り、生徒間の交友が深まる姿が見られている。

Ⅳ サポートルーム運営 実践例②

令和6年度 教育課題研究 静岡市立南中学校

【不登校支援における現状の課題】

- ・長期欠席者の数が、全体の約10%近くとなっている。
- ・「無気力・不安」や「心的疾患・集団不適合等」を欠席要因に挙げる長期欠席者が多い。生徒の多様な状況に応じた支援につながる教育活動を充実させる必要がある。

<テーマ>

「社会とつながる力を育てるための大切でかけがえのない居場所」をつくる

【取組内容】

1 快適で温かみのある学校としての環境整備

落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境をつくる

☆活動内容ごとにエリアを設定できる空間づくり☆



学習スペース



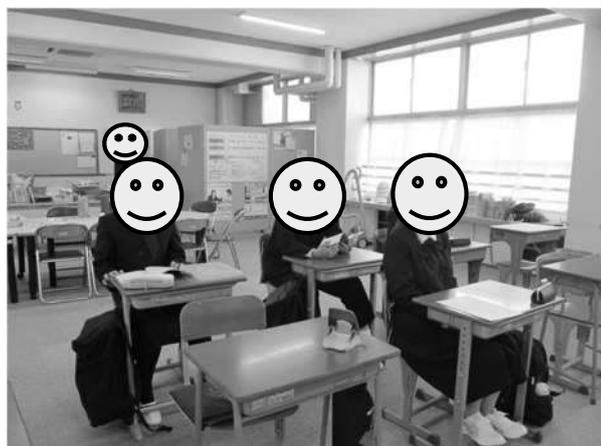
みんなで活動する場所



クールダウンコーナー

2 学習タイムの設定

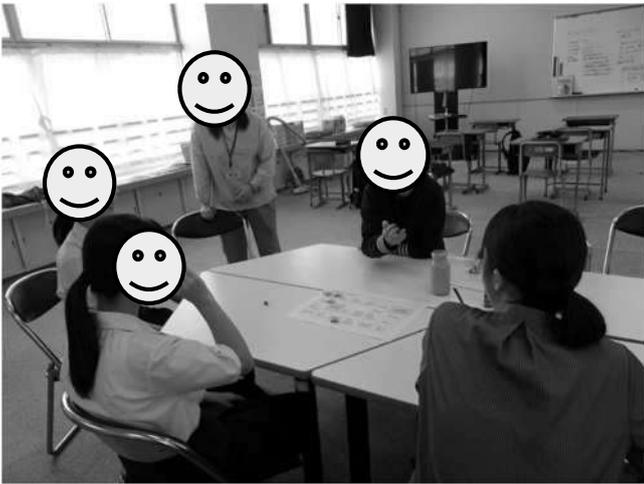
自分で決めた教科（1教科でも2教科でもよい）に基本自学自習で取り組む時間をつくる



- ・学校で購入したものや自分で購入したものを進めたり、AIドリルを進めるなど、生徒が自分で決めた学習活動を行う。
- ・漢字検定、数学検定、英語検定などに挑戦するための練習を行う。

3 ふれあいタイムの設定

他者と関わることを通して、人間関係づくりの仕方を学ぶ。



グループで話し合ったり、意見を調整したりする。

(活動例)

- ・各教員の得意分野の特別講座
- ・体育的活動、創作活動
- ・グループエンカウンター
- ・調理実習
- ・避難訓練
- ・ボードゲーム等交流活動

4 サポートルームに通う生徒を対象とした体験活動の実施

様々な体験活動を通して、人とのつながりや学びに向かい合う。



- ・通信制高校説明会や通信制高校見学会への参加
- ・外部講師による講話と実習
(ハンドメイド作家による講話とワークショップ)
- ・農業体験、こども園訪問体験、文化施設見学体験

☆ポイント! ☆ サポートルーム「指導の三本柱」

- 1 「生活のリズムを自らつくること」
- 2 「自ら学習計画を立てて取り組むこと」
- 3 「さまざまな人との係っていく力を育てること」

サポートルームの役割を明確化し、教職員全体で共通理解して支援を行う。

【成果】

- サポートルームに通う生徒が、自分に合った過ごし方ができるようになり、様々な不安や困難を抱えながらも、安心して過ごせるようになっている。
- 集中して学習活動に取り組む姿や、自分から話しかけたり、相手の気持ちをわかろうと努力したりする姿が、サポートルームに通う生徒たちに見られている。

Ⅳ サポートルーム運営 実践例③

令和7年度 教育課題研究 静岡市立大里西小学校

【不登校支援における現状の課題】

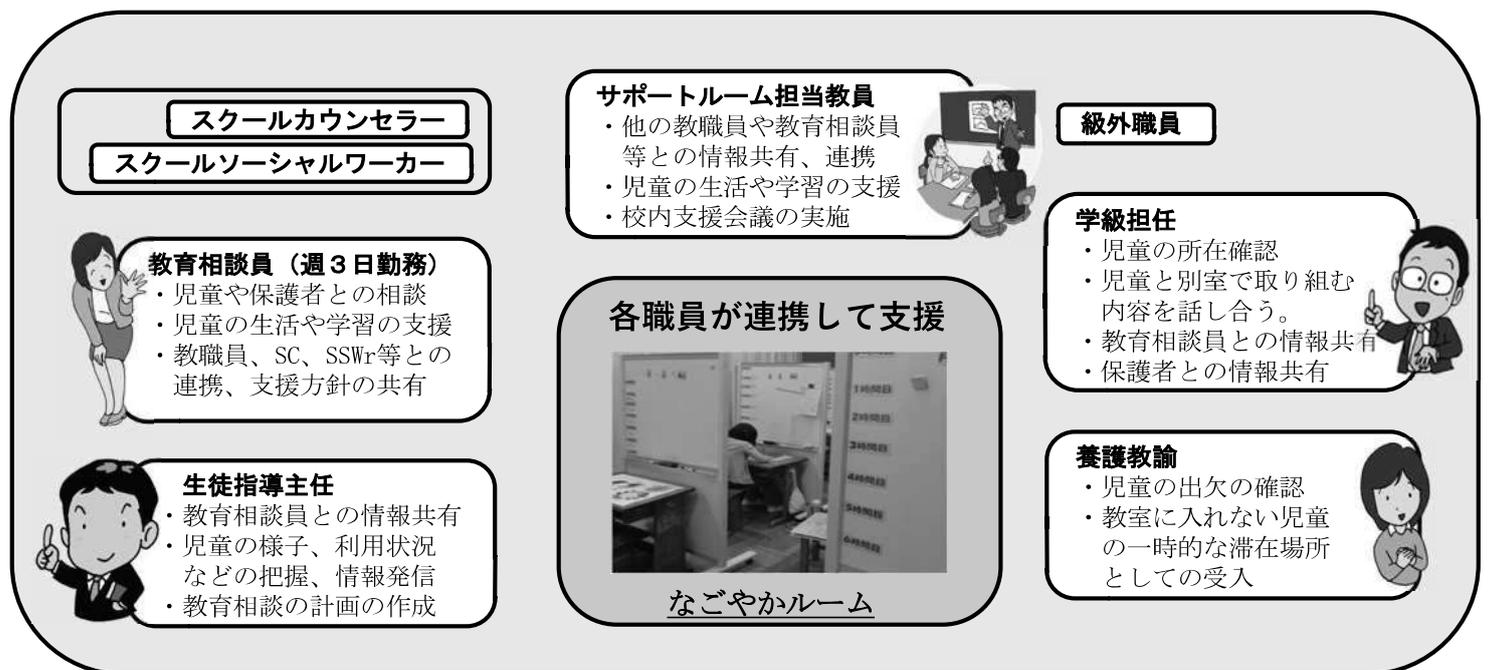
- ・ 教室への入りづらさを抱える子どもが、人間関係の構築の難しさ、学力不振等、様々な要因を抱えている。
- ・ 校内サポートルーム内における支援の充実に加え、組織的な取組をさらに進めていく必要がある。

<テーマ>

「一人一人の児童が、幸せに生きるための力を育んでいく場」をつくる

【取組内容】

1 校内サポートルーム（なごやかルーム）の運営を支える校内体制 教職員が役割分担を行い、それぞれの立場で運営や支援に関わる



■校内体制をより充実させるために■

- ①年度当初にサポートルームの運営についての共通理解を図る
- ②校内支援会議の定期的な開催 ※週に一度金曜日に実施
(サポートルームに通う児童が在籍していない学級担任や若手教員等にも積極的に参加を呼びかける。)
- ③児童理解を深める講義・演習の実施 ※夏季校内研修等の活用
- ④アセスメントによる分析を行い、教職員間で共有を行う

2 校内サポートルーム（なごやかルーム）の環境整備

一人ひとりの安心した空間を保障し、落ち着いて過ごせる環境を整える

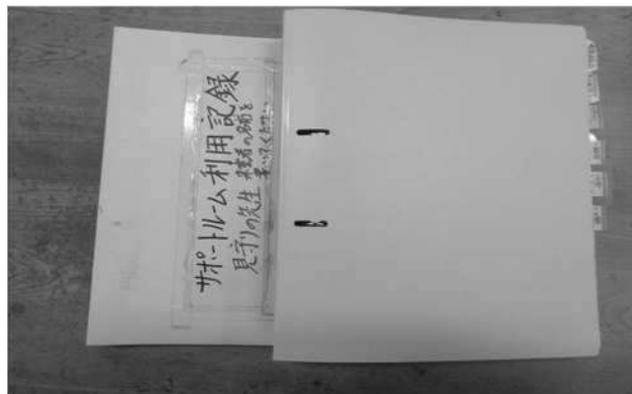


個別の学習スペース



協働作業をするスペース

3 個の現状に応じた学習の場の保障



- ① 授業時間は、サポートルーム担当教員や教育相談員が、学習支援を行う。児童は、教科を選択して行う自学自習、ク롬ブックを活用したオンライン学習、Webカメラを活用した授業へのリモート参加等から、自分の現状に合った活動内容を選択する。
- ② サポートルームの支援に入った職員（SC、SSWr、養護教諭を含む）が記載した記録簿をもとに、教職員全体で児童一人ひとりの学習状況を共有し、現状に沿った支援を行う。

☆プラス1!☆

体験的・協働的な活動を取り入れた人間関係づくりを実施
・育てた野菜を使っておでんパーティを行い、友達や教職員と達成感や喜びを共有する。
人との関わりを通して学ぶことも大切にしている



【成果】

- 職員間の連携が進み、校内サポートルームを利用する児童それぞれの実態や特性に応じた適切な支援を行うことができています。
- 校内サポートルームが、自分のクラスに入りづらさを抱える児童にとって、学びの保障と情緒の安定を図る「校内の居場所」となっている。

Ⅳ サポートルーム運営 実践例④

令和7年度 教育課題研究 静岡市立清水袖師小学校

【不登校支援における現状の課題】

- ・登校して自分の教室へ入れない子どもや朝からの登校が難しく遅れて登校する子ども、登校せずに自宅で学習をする子どもなど、様々な形の子どもたちがおり、一人ひとりの特性やニーズに合った対応をより充実させていく必要がある。
- ・サポートルームに専属の教員を配置することが難しく、担任や養護教諭、管理職などが、協力しながら運営や支援を行っていく必要がある。

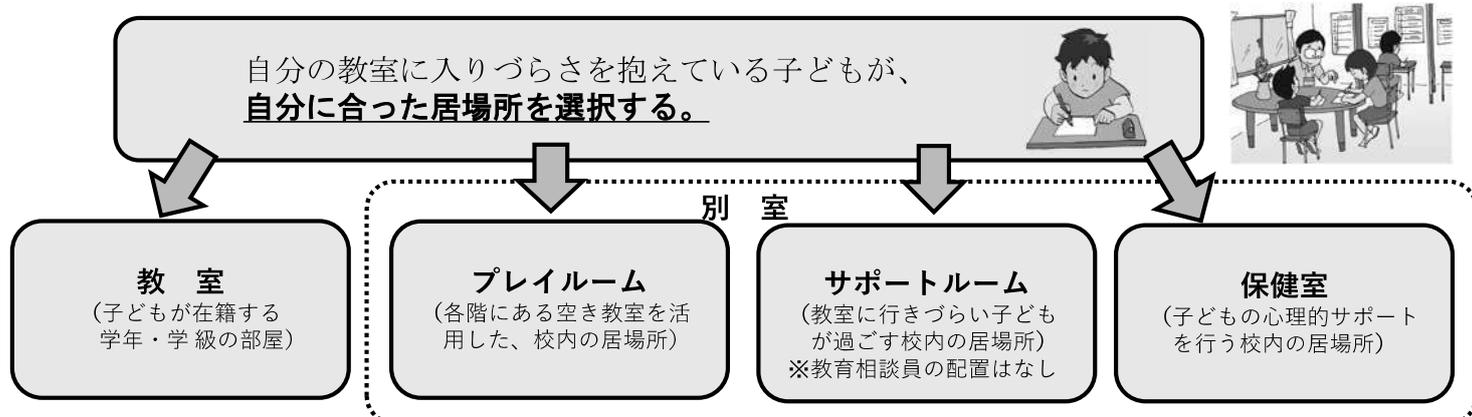
<テーマ>

それぞれの子どものペースで成長できる環境を整える

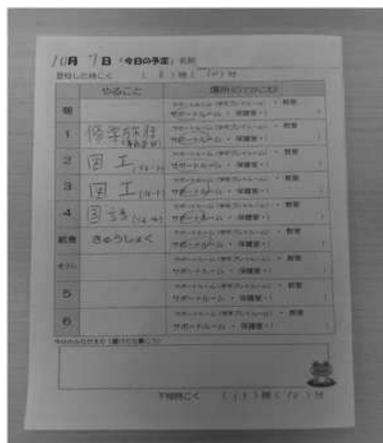
【取組内容】

1 安心して過ごせる複数の居場所づくり

各教室から近い場所に「プレイルーム」、靴箱や保健室から近い場所に「サポートルーム」など、子どもが現状に合わせて選択できるように、環境が異なる「複数の居場所」を配置する。



☆校内サポートルームの環境整備☆



予定表の作成

- ①一人ずつ予定表を作成し、職員室にも掲示。
全職員で情報を共有する。
- ②学級担任以外の教職員も、予定表をもとに別室での学習活動を支援する。

- ①家庭学習で学びを進めている子どもが毎回描いてくる絵を室内に掲示。
- ②登校するたびに絵が増える喜びを、子どもと共有。

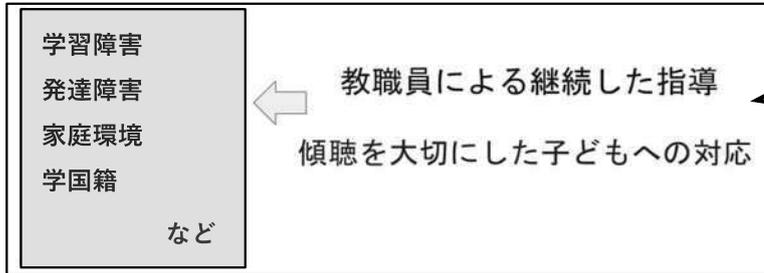


成果物の掲示

2 各学年・学級における「互いに否定しない雰囲気」づくり

各学年学級で、「互いを否定しない雰囲気」ができるよう、教職員が日々継続して指導を行う。別室で過ごす子どもたちへの思いにも耳を傾け、個別に丁寧に説明を行う。

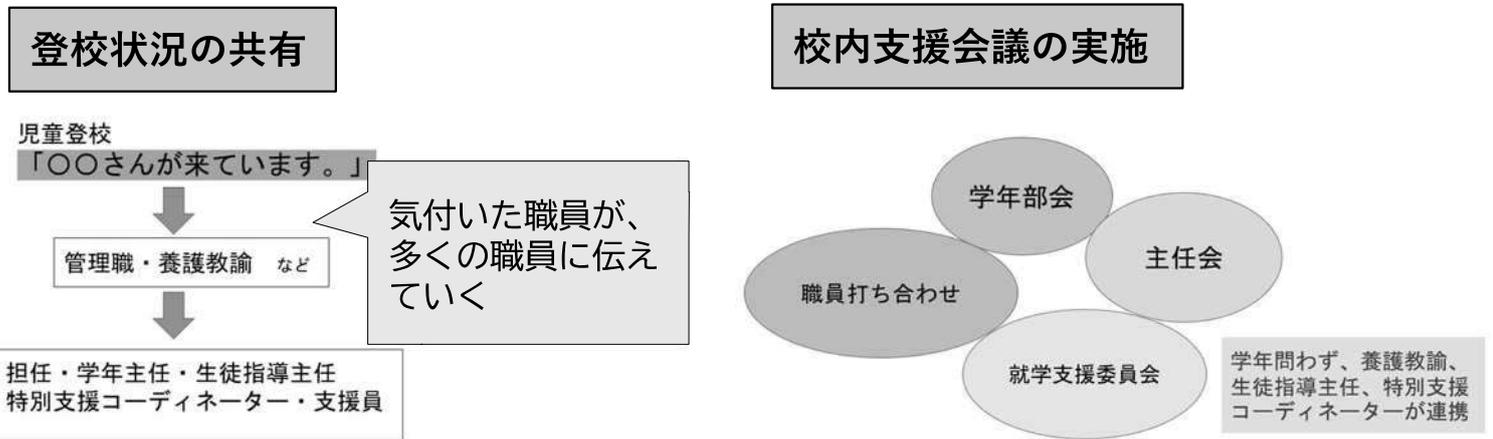
☆ここがポイント！



「認める」、「褒める」を意識した、教職員の関わり

まずは子どもたちが「自分は認めてもらえている」と感じられることが大切。

3 「チーム学校」としての組織内の連携強化



☆プラス1！☆

「個に応じた学びの保障」で支援を充実！



- ①別室での活動については、学び方や学習内容等を子どもが選択決定
※学級担任をはじめとした教職員が子どもの相談にのる。
- ②子どもの現状に合わせて、興味関心を持って取り組めそうな活動を提案

【成果】

- 自分のクラスに入りづらさを抱える子どもが、教室に入れなくても、校内で安心して学習に取り組んだり、以前よりも活動内容が増えたりしている。
- 誰か一人ではなく、みんなが自分のクラスに入りづらさを抱えている子どもたちに目を向け、支える環境が整い、子どもたちに自然と安心感を与えることができている。

V 関係法令・通知等

平成28年12月公布

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律 (教育機会確保法)

不登校などで学校に通えない子どもにも、義務教育段階の普通教育に相当する学びの機会を保障することを目的とし、学校復帰のみを前提とせず、多様で柔軟な学び方を認め、学校・家庭・地域の連携を求めた法律。

令和元年10月通知

不登校児童生徒への支援の在り方について

【文部科学省通知】

不登校がどの児童生徒にも起こり得ることを踏まえ、学校だけでなく関係機関と連携した組織的・計画的な支援を進めるための基本的な方針を示す通知。

令和4年12月

『生徒指導提要』 第10章 不登校

【文部科学省】

生徒指導の基本理念と実践を示す国の指針。第10章では、不登校を単なる登校状況として捉えるのではなく、児童生徒一人ひとりの背景や原因を丁寧に理解し、教育機会確保法など関連法令に基づく多様な学びの機会や支援につなげることを重視している。学校内の組織的な相談体制を整え、「魅力ある学校づくり」や早期発見・対応、関係機関との連携を通じて、児童生徒の社会的自立に向けた支援を進める指針を示している。

令和5年3月

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

【文部科学省】

文部科学省が示した不登校対策であり、不登校の児童生徒が安心して学び続けられるよう、学校を中心に多様な学びと居場所を整える取組。既存の教室への登校を前提とせず、校内教育支援センターやオンライン学習、外部機関との連携など、子どもの状況に応じた柔軟な支援を重視している。教員には、スクールカウンセラー等も含めた教職員全体でチームとして関わり、児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることが求められる。

令和6年8月通知

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について

【文部科学省通知】

不登校中に自宅や教育支援センター等で行った学習の成果を、一定の要件を満たせば学校の成績として評価・指導要録等に反映できることを明確に示した上で、学校と保護者・関係機関との連携や継続的な関わりを重視し、児童生徒の努力を適切に評価することを促す通知。

令和7年12月

静岡市不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関するガイドライン

【静岡市教育委員会】

不登校児童生徒が学校外の教育施設や民間施設、ICTを活用した自宅学習等で相談・指導や学習活動を行なった場合、一定の要件を満たせば校長の判断により指導要録状の出席扱いとすることができるとし、その判断の観点や手続き、学校と関係機関の連携のあり方を示した指針。

【 担 当 】

学校教育課

学びの多様化推進室 054-354-2522

教育課題係 054-354-2519